

## 令和 2(2020)年度 バイコロジー運動方針

バイコロジーをすすめる会

自転車は近距離交通手段として便利で経済性が高く、通勤・通学・買い物等、広く日常生活の中で利用されている。さらに近年では、現代人の健康志向を受けて、スポーツ・レクリエーションの用具として一層幅広い活用の道が拓かれてきた。

また、地球温暖化防止が緊急課題となってきた中、自動車のEV化と共に自転車の無公害・省資源性が注目され、国連で採択され世界中が国際目標として掲げているSDGsへの取り組みにも貢献できると期待されている。

一方、自転車乗用環境整備の立ち遅れ、自転車利用者のモラルの低下などにより、鉄道駅周辺や商店街地区などにみられる自転車の放置問題も十分に改善されているとはいえない状況にある。また安全運転に必要な正しい知識と技術、交通ルール・マナーに関する教育機会も十分確保されているとは言えず取締りも追いついていない中、特に歩道上での自転車と歩行者との交通事故もいまだ多く大きな社会問題となっている。

平成 29 年 5 月 1 日付で「自転車活用推進法」が施行され、5 月 5 日を「自転車の日」・5 月を「自転車月間」とあらためて法律が制定された。更に平成 30 年 6 月 8 日に自転車活用推進計画が閣議決定され、国家戦略の重点項目の一つと定められた。これを受けて「自転車活用推進官民連携協議会」や「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」などが設立されるなど更に機運が高まってきた。

2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を迎え、自転車活用で自動車依存を減らし、環境に優しい社会づくりを目指すため、自転車専用レーンや自転車の共用システム（シェアサイクル）の導入の他、タンDEM自転車の公道走行が解禁される府県が増えつつも、まだ日本中で走行できる状況にはなっていない。

このような社会背景を踏まえて、「自転車が安全かつ快適に利用できる環境をつくる」ことを目標とするバイコロジー運動では、自転車の利点を広く知らしめ、行政の理解と協力のもと乗用環境の整備を促進するとともに、自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上を図り、正しく楽しく自転車を利用するよう各地域で地道に啓発して行くことが求められている。

バイコロジーをすすめる会は、地球環境にやさしく健康増進に効果ある自転車の安全かつ快適な利用を推進するために、2020 年度の運動方針を次のように定め、全国のバイコロジー地方組織とともに事業を展開する。

### 〔運動方針〕

- ◎自転車が地球温暖化防止に役立つとともに、スポーツ・レクリエーションの用具として、心身の健康増進に効果がある乗り物であることを広く一般に呼びかけ、自転車利用の普及を図ろう。
- ◎社会問題となっている自転車と歩行者の交通事故防止を図るため、自転車の適正な通行方法を啓発する内容の配布物を作成し、直接自転車利用者に呼びかけよう。
- ◎『自転車活用推進法』が制定されたことを広く一般市民に啓発すると共に、自転車が安全かつ快適に利用できる環境を実現するための積極的な自転車対策の推進を行政に働きかけるとともに、運動への参加を求めよう。